

# 保育必要量及び保育料等について

## 1. 保育必要量について

保育必要量とは、保育認定にかかる児童が、保育施設を利用できる時間を示すもので、保護者の保育を必要とする事由や就労時間等に合わせて、「保育標準時間」と「保育短時間」の2つに区分されます。どちらの区分でも保育を受けることができるのは原則、実際の父母の就労や通勤等で保育が必要な日時のみになります。(育児休業中や求職中などの場合は原則、保育短時間となり、また園から利用時間の短縮のお願いをすることがあります。)

保育必要量	該当するかた	保育が利用できる時間
保育標準時間 7:30～18:30	1か月の勤務時間が概ね120時間以上である 通勤時間+勤務時間が保育短時間の利用時間帯(9時から17時まで)を超えることが常態的である	7:30から18:30までのうち、保育の必要な時間、保育施設を利用できます。ただし、18:31以降も保育が必要な場合は、延長保育が利用できます。
保育短時間 9:00～17:00	1か月の勤務時間が概ね120時間未満のかた(通勤時間+勤務時間が保育短時間の利用時間帯(9時から17時まで)を超えることが常態的である場合は保育標準時間です。) 育児休業中で継続利用のかた 求職活動中のかた	9:00から17:00までのうち、保育の必要な時間、保育施設を利用できます。ただし、17:01以降も保育が必要な場合は、延長保育が利用できます。

- \* 1か月の勤務時間が120時間未満の場合でも、通勤時間+勤務時間が保育短時間の利用時間帯(9時から17時まで)を超えることが常態的である場合は、保育標準時間です。
- \* 介護・災害の復旧等の理由で保育を必要とする場合は、各家庭の個別の状況から判断したうえで認定します。なお、疾病の理由で保育を必要とする場合は、基本的に短時間と認定します。
- \* 市内保育施設は、月曜日から土曜日まで、早朝から夕方遅くまで、多くの園が12時間以上開園し、保育を提供しています。開園時間が長いことから、園児の利用状況に応じた職員体制を組み、園の運営をしています。保育施設の利用時間につきましては、保護者のみなさまのご理解とご協力をお願いいたします。
- \* 保育必要量の認定変更が必要な場合は、前月15日までに子ども総合窓口へ持参または郵送で申請してください。
- \* 延長保育の利用に際しては、下表の延長保育料が発生します。

延長保育料の料金設定		7:00	7:30	8:00	8:30	9:00	17:00	17:30	18:00	18:30	19:00	19:30
保育標準時間認定	延長保育	保育標準時間認定のかたの利用可能な時間帯									230円	120円
保育短時間認定	延長保育	延長保育				保育短時間認定のかたの利用可能な時間帯			延長保育	230円	230円	120円

※19:30まで開園している保育施設のみ、19時01分から19時30分までの延長保育も実施しています。  
 ※延長保育料は1月あたり3,910円が上限です。(19:00までの保育施設の場合)  
 ※延長保育料は1月あたり5,950円が上限です。(19:30までの保育施設の場合)  
 ※第2子は約半額(19:00まで30分ごとに・・・110円 19:01から19:30まで・・・60円)、第3子以降は無料です。  
 ※生活保護世帯や市区町村民税非課税世帯等は延長保育料は無料です。  
 ※市区町村民税の所得割額が77,100円以下のひとり親世帯等の第1子は約半額(110円)、第2子以降は無料です。  
 ※市区町村民税の所得割額が77,100円以下のひとり親世帯等延長保育料は1月あたり1,870円が上限です。  
 (19:00までの保育施設の場合)  
 ※市区町村民税の所得割額が77,100円以下のひとり親世帯等延長保育料は1月あたり2,890円が上限です。  
 (19:30までの保育施設の場合)  
 ※認定子ども園の場合は、それぞれの園で利用時間帯と延長保育料が設定されます。

## 2. 保育料等の算定について

保育料等は、保護者の市区町村民税所得割額や保育必要量に基づき、年度に2回(4月と9月)算定されます。

	令和5年 (2023年)					令和6年 (2024年)						
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
算定基準	令和4(2022)年度市区町村民税の所得割 (令和3年中の収入)					令和5(2023)年度市区町村民税に基づく所得割 (令和4年中の収入)						
基準日	令和4年(2022年)1月1日					令和5年(2023年)1月1日						

- \* 保育料の料金表は、別紙「利用者負担額一覧表」をご覧ください(「3. 保育料の軽減について」もあわせてご覧ください)。なお、3歳児クラス以上のすべての児童及び0歳から2歳児クラスまでの市区町村民税非課税世帯の児童の保育料は無料です。ただし、他に費用がかかる場合がありますので、詳細は「保育料等の支払い方法等」をご確認ください)
- \* 3歳児クラス以上の児童には、給食料(主食費+副食費)として各施設の定める金額をお支払いいただきます。(主食費とは、ごはんやパンの費用、副食費とは、おかずやおやつ等の費用のことです)。ただし、副食費が免除となる場合があります。詳細は「4. 副食費の免除について」をご覧ください。
- \* 保育必要量の変更等により、年度に2回(4月と9月)のタイミングに関わらず、年度途中で保育料等が変更になることがあります。なお、保育料等の変更は年度内を限度とし、事実を確認できた翌月からの変更となります。
- \* 「保護者の市区町村民税所得割額」は父母それぞれの所得割額の合算により算出します。ただし、児童の父母に生計を維持するうえでの収入がないと判断されるとき、または児童の父母が児童の祖父母に扶養されている(父母の収入に関係なく所得税及び住民税課税上の扶養親族となっている)場合は児童の祖父母等の税額も合算の対象とします(生計の中心でない祖父母等が同居している世帯については、祖父母等の税額は合算の対象外とします)。
- \* 市区町村民税における住宅借入金等特別控除や寄付金控除等は、控除前の額で保育料等を算定します。
- \* 上表の基準日時点において箕面市に住民登録がない等の理由により税額が確認できない場合、マイナンバー(個人番号)による情報連携で税額の確認を行います。ただし、情報連携ができない場合やマイナンバー(個人番号)による照会を希望しない場合は、ご相談ください。
- \* 利用者負担額一覧表や本資料における「生活保護世帯等」とは、生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯、教育・保育給付認定保護者が児童福祉法第6条の3第8項に規定する小規模住宅型児童養育事業を行う者又は同法第6条の4に規定する里親である世帯を言います。

### 【お願い】

書類未提出や未申告等により市区町村民税の課税の状況が確認できない場合は、保育料を最高額で決定します。また、副食費免除対象者であっても免除対象外となります。

- \* 税の還付・修正申告等により年の途中で税額更正があった場合や保護者の離婚、再婚等家庭状況に異動があった場合は速やかに子ども総合窓口へ届け出てください。
- \* 自営業等で税務署への申告に該当しないかたであっても、市区町村への申告は必要です。所得が未申告のかたは、申告状況をご確認のうえ、必ず期日までに、上表の基準日時点にお住まいの市区町村への申告を行ってください。
- \* 海外での収入のあるかたは、対象年の年収の額(税や保険料等の控除前の額)が分かる書類の提出が必要です。
- \* 生活保護受給中のかたは、「教育・保育給付認定申請書兼利用調整申込書」の「生活保護受給世帯」の欄にご記入のうえ、生活保護受給証明書をご提出ください。

### 3. 保育料の軽減について

#### 1 多子世帯の保育料の軽減

- (1)市区町村民税所得割額が 77,100 円以下の場合、生計が同一の兄弟(成年に達している子を含む)から数えて、第 2 子は半額、第 3 子以降は無料となります。
- (2)市区町村民税所得割額が 77,101 円以上の場合、就学前児童である兄弟から数えて、第 2 子は半額、第 3 子以降は無料となります。なお、個別事情により、小学校就学前の兄弟の住民票が箕面市にない場合は子ども総合窓口まで、ご連絡いただきますようお願いいたします。

#### 2 ひとり親世帯等の保育料の軽減(所得制限あり)

- (1)ひとり親世帯等(※)で市区町村民税所得割額が 77,100 円以下の場合、「利用者負担額一覧表」の B2 階層(市区町村民税非課税世帯)並みに軽減され、保育料は無料です。
- (2)ひとり親世帯等(※)で市区町村民税非課税世帯(B1 階層)の場合、兄弟の有無に関わらず、保育料は無料です。

#### 【ひとり親世帯等とは】

次の(ア)～(ウ)にいずれかに該当する世帯を対象とし、市が調査のうえ認定します。

##### (ア)ひとり親世帯

母子及び父子並びに寡婦福祉法第 6 条第 1 項及び第 2 項に規定する配偶者のいないかたで、現に児童を扶養しており、児童扶養手当の認定を受けているまたは遺族年金を受給している世帯。

##### (イ)在宅障害児(者)のおられる世帯

次のいずれかに該当する世帯。該当する手帳等の写しをご提出ください。

- ・身体障害者福祉法第 15 条の規定により身体障害者手帳の交付を受けているかた
- ・厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けているかた
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 45 条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているかた
- ・特別児童扶養手当等の支給に関する法律の定める特別児童扶養手当の支給を受けているかた
- ・国民年金法の規定により障害基礎年金を受けているかた

##### (ウ)その他

生活保護法に定める保護基準に準じ、生活に困窮していると教育長が認める世帯

#### 【注意事項】

B1階層の認定に際しては、国及び大阪府の指導により算定対象となる保護者・扶養義務者に対して生計維持の状況等の確認を行い、父または母に生計を維持する収入(おおむね年間 103 万円以上)が見込めない場合は、児童の祖父母等の課税状況に基づき保育料の算定を行います。

生計維持の確認については、直近 3 か月の給与明細の写しや銀行口座の通帳の写しを提出していただきます。

#### 3 その他

災害、会社の倒産、長期にわたる保護者の傷病など特別な事情により前年と比べて著しく収入が減少したり、不時のやむを得ない支出が必要になるなどして、保育料の支払いが困難な場合には、分納、または減免できる場合があります。詳しくは子ども総合窓口にご相談ください。

### 4. 副食費の免除について

副食費については、生活保護受給世帯等、市民税所得割額が 77,100 円以下の世帯及び第 3 子以降(世帯のなかの就学前児童のみを数える)は無料です。第 2 子の副食費の軽減はありません(半額ではありません)。

## 5. 退園・欠席による保育料等の減免について

### 1 退園による減免

月の15日までに退園した場合、保育料(3歳児クラス以上の児童については、給食料)は半額になります。退園する場合は、退所届の提出が必要です。提出がなかったり、遅れた場合、実際の利用状況にかかわらず保育料等が発生しますので、速やかに手続きをしてください。

### 2 欠席による減免

#### 【保育料の場合】

児童自身の入院・疾病により、医師の指示によってひと月の間で連続して15日以上(土日祝を含む)欠席された場合は、保育料の半額減免が可能です。減免を希望される場合は、登園後1カ月以内に診断書の原本(疾病の名称や医師から指示のあった欠席期間などが記載されたもの)をご提出ください。なお、減免を希望されない場合、診断書の提出は不要です。

#### 【給食料の場合】

通園する保育施設によって異なりますので、各保育施設にご確認ください。

## 6. 保育料等の支払い方法等

在籍施設	項目	お支払い先	お支払い方法等
公立保育所	保育料 給食料 延長保育料	箕面市	【保育料】 口座振替による引き落としのため、手続きがお済みでないかたは、早急にお手続きください。納期限(月末)までに引き落としできなかった場合、督促手数料及び延滞金が課せられます。
民間保育園	保育料	通園先	【給食料、延長保育料】 ●延長保育料は、利用時間に応じて徴収します。 ●公立は、保育料と併せて引き落とします。 ●民間は、園にお支払い方法をご確認ください。
	給食料 延長保育料		
認定こども園	保育料 給食料 延長保育料	通園先	●お支払い方法は園にご確認ください。 ●認定こども園の給食料と延長保育料は園により異なります。また、入園料や教育充実費の負担がありますので、必ず各園で説明を受けてください。 ●地域型保育事業所に給食料はありません。
地域型保育事業所			

\* 上記以外に、保育施設によって制服や体操服等の購入が必要な場合があります。

\* 公立保育所及び民間保育園において保育料を滞納した場合、督促手数料及び延滞金が課せられます。お支払い漏れのないようご注意ください。また、保育園の安定的な運営及び保育料を期限内に支払われている保護者との公平性の観点から、滞納対策の強化を行っています。正当な理由なくお支払いを放置されている場合はお支払いの意思がないものとみなし、「児童手当から保育料を直接徴収」や、「滞納処分を前提とした勤務先への給与照会等の手続き」などを行います。認定こども園、地域型保育事業所についても、必ず各保育施設の示す納期限内にお支払いください。